

平成25年行政事業レビューシート (環境省)								
事業名	水俣病対策地方債還費		担当部局庁	環境保健部		作成責任者		
事業開始・終了(予定)年度	平成12年度～		担当課室	特殊疾病対策室		小林 秀幸		
会計区分	一般会計		政策・施策名	7 環境保健対策の推進 7-2 水俣病対策				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	平成12年度以降におけるチッソ株式会社に対する支援措置について(平成12年2月8日閣議了解)		関係する計画、通知等	水俣病対策地方債償還費補助金交付要綱				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	熊本県が、水俣湾公害防止事業費のうちチッソ株式会社の負担金に係る地方債(ヘドロ立替債)、水俣病患者への補償に係る地方債(患者県債)及び財団法人水俣・芦北振興基金に対する貸付に係る地方債(設備県債)の元利償還に支障をきたさぬよう当該元利償還費の一部を補助することにより、水俣病対策の推進を図ることを目的とする。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	熊本県が、ヘドロ立替債、患者県債及び設備県債の元利償還に支障をきたさぬよう、平成20年12月24日チッソ株式会社に対する支援措置に関する連絡会議申合せ「平成12年度以降におけるチッソ株式会社に対する支援措置について」(平成12年2月8日閣議了解)の実施について、決定された算定式により、チッソ(株)が返済することが可能な範囲について求め、当該県債の元利償還のうちチッソ(株)に対する支払猶予等相当額の4/5を国が補助する。							
実施方法	直接実施	委託・請負	補助	負担	交付	貸付 その他		
予算額・執行額 (単位:百万円)	予算 の 状 況	当初予算	22年度 4,475	23年度 2,379	24年度 1,923	25年度 3,648	26年度要求 3,325	
		補正予算	1,328	0	0	0		
		繰越し等	0	2,225	1,976	0		
		計	3,147	154	3,899	3,648	3,325	
	執行額	3,147	154	3,899				
	執行率(%)	100%	100%	100%				
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標			単位	22年度	23年度	24年度	目標値 (年度)
	熊本県が地方債の元利償還に支障をきたさぬよう当該元利償還費の一部を補助するものであるため、定量的な成果目標を設定し、その達成度を測ることはなじまないと考える。		成果実績					
			達成度	%				
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込
	熊本県が地方債の元利償還に支障をきたさぬよう当該元利償還費の一部を補助するものであるため、定量的な活動指標を設定し、その活動実績を測ることはなじまないと考える。		活動実績 (当初見込み)		( )	( )	( )	( )
単位当たりコスト	(円 / )		算出根拠					
平成25・26年度予算内訳	費目	25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由				
	水俣病対策地方債償還費補助金	3,648	3,325					
	計	3,648	3,325					

事業所管部局による点検						
	項目		評価	評価に関する説明		
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。			目的に沿った事業を着実に実施している。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○			
事業の効率性	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		○	補助金の交付に当たっては、事前にその内容を厳格に精査している。		
	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。					
	受益者との負担関係は妥当であるか。		○			
	単位当たりコストの水準は妥当か。					
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		○			
事業の有効性	費目・用途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○			
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		○			
重複排除	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。					
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。					
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。					
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)					
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
点検結果						
	平成12年の閣議了解を受けチッソが経常利益から患者補償、熊本県への貸付返済を行っているが、県債の償還に支障をきたさないように支払猶予相当額の4/5にあたる予算を適切に執行し、成果をえている。					
外部有識者の所見						
点検対象外						
行政事業レビュー推進チームの所見						
現状通り	引き続き効率的な事業実施に努めること					
	所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況					
現状通り	引き続き効率的な事業実施に努める。					
	備考					
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成22年	224	平成23年	222	平成24年	231

環境省  
3,899百万円

熊本県が、水俣病対策に係る地方債の元利償還に支障をきたさぬよう、当該元利償還費の一部を補助する事業



【水俣病対策地方債償還費補助金】

A.熊本県  
3,899百万円

資金の流れ  
(資金の受け取り先が何を  
しているかについて補足する)  
(単位:百万円)

**費目・使途**  
 (「資金の流れ」に  
 おいてブロックご  
 とに最大の金額  
 が支出されている  
 者について記載  
 する。費目と使途  
 の双方で実情が  
 分かるように記  
 載)

A.熊本県					
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
地方債	水俣病患者への補償に係る地方債	3,899			
計		3,899	計		0
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	熊本県	水俣病対策に係る地方債の元利償還に支障をきたさぬよう、当該元利償還費の一部を補助	3,899		